

持分なし医療法人への移行計画の認定制度について

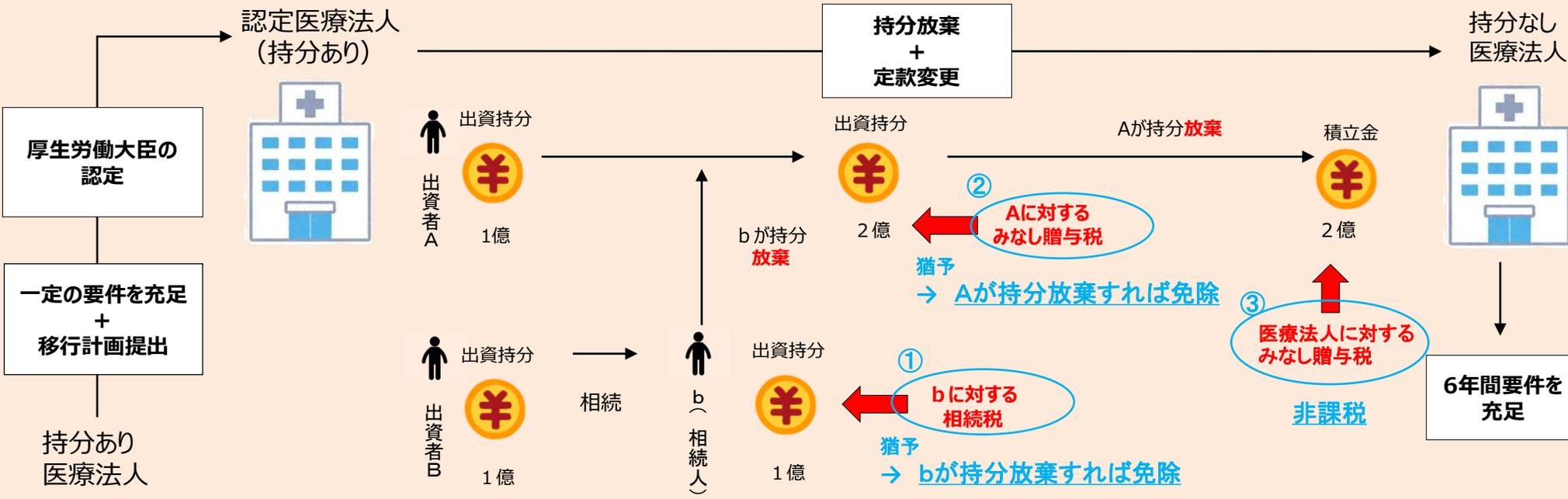
○認定制度の趣旨

持分の払い戻しなどにより医業継続が困難になることなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していくため、医療法人による任意の選択を前提とし持分なし医療法人への移行について計画的な取組を行う医療法人を国が認定する仕組みを導入。 → 認定の期限(※)は**令和8年12月31日**。(※)平成26年10月に制度創設し、3年毎の期限をこれまでに3回延長している。

○計画認定を受けた医療法人の税制措置(下図の青数字を参照)

次の**相続税、贈与税の納税が猶予・免除される。**

- ① 出資者の持分を相続により取得したときの**出資者の相続人に課される相続税**
- ② 出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで贈与を受けたものとして**他の出資者に課されるみなし贈与税**
- ③ 持分あり医療法人の出資者全員が持分を放棄したことにより、経済的利益を受けたものとして**医療法人に課されるみなし贈与税**



申請書様式・参考資料のホームページ等のご案内

○厚生労働省のHPに、**申請書の様式・記載例や、制度に関する参考資料を掲載しています。**

- ① 検索エンジンで「認定医療法人 申請」と検索し、「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定申請について」のページをクリック。

認定医療法人 申請

検索

- ②以下のQRコードを読み込む。

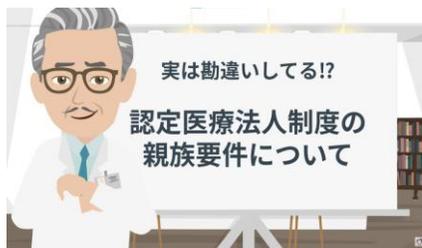


もしくは

○認定医療法人制度の**短編のアニメーション動画も公開しています。**

・認定医療法人制度の活用について

・認定医療法人制度の親族要件について



認定医療法人制度のよくある勘違い等について解説したアニメーションを公開しています。



←アニメーション動画はこちらのQRコードからもご覧になれます。
(厚生労働省のYouTubeにリンクします。)

○移行を検討する上で疑問点等がある場合は、**個別のご相談にも応じております。**

お電話でのお問い合わせ先



厚生労働省医政局医療経営支援課
03-5253-1111(代表・内線2608)
03-3595-2261(直通)

メールでのお問い合わせ先



ninteihoujin@mhlw.go.jp
(厚生労働省認定医療法人申請受付アドレス)